

北海道事業A重油調達

(配布資料)

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 「発注説明書」 | 5 頁 |
| 2. 「入札（見積）者に対する指示書」 | 6 頁 |
| 3. 「売買契約書（案）」 | 2 頁 |
| 4. 「仕様書」 | 1 頁 |
| 5. 「競争参加資格確認申請書」 | 1 頁 |
| 6. 「質問回答書」 | 1 頁 |

日本環境安全事業株式会社

発注説明書

日本環境安全事業株式会社北海道事業A重油調達に係る入札公告(物品等)に基づく一般競争入札等については、日本環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

1 公告日 平成23年2月22日

2 契約職 日本環境安全事業株式会社 契約職取締役 星野 良祐

3 調達概要

- (1) 別添「仕様書」による。
- (2) 本調達は、競争参加希望者に競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出を求め、競争参加資格が確認された者と契約する調達である。

4 競争参加資格

申請書の提出期限(平成23年3月18日)において、次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 申請書及びそれらの付属書類又は申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続申立がなされている者でないこと。
- (6) 日本環境安全事業株式会社に業者登録がある者又は業者登録することが可能な者。
- (7) 上記のA重油を供給することが可能であることを証明できること。

5 担当部課

〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館4階
日本環境安全事業株式会社 管理部 契約・購買課
電話03-5765-1916 FAX03-5765-1939

6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、指定された期限までに申請書を提出しなければならない。
- (2) 資格の審査は、入札を終了した後に落札予定者と認められた者について行い、審査の結果、落札決定したときは、他の入札参加者の審査は行わない。
- (3) 指定された期限までに申請書を提出しない者は入札に参加することができず、審査の結果、競争参加資格がないと認められた者は、契約者になることができない。

(2) 申請書作成説明会 無し

(3) 申請書の提出

- ① 提出期間：平成23年2月22日(火)から平成23年3月18日(金)まで
土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで
(午後12時から午後1時は除く。以下同じ。)
- ② 提出場所：5に同じ。
- ③ 提出方法：提出場所へ持参又は送付すること。(送付の場合は平成23年3月18日
(金) 必着)
- ④ 提出部数：1部

(4) 申請書

申請書は、別添「競争参加資格確認申請書」により作成すること。

(5) その他

- ① 申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書の再提出(部分的な再提出を含む。以下同じ。)は認めない。
- ⑤ 申請書に関する問い合わせ先は5に同じ。

7 発注説明書に対する質問及び回答

(1) 本調達の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容についての質問がある場合は、次に従い、書面(別添「質問回答書」)により提出すること。

- ① 提出期限：[競争参加資格に関するもの]
平成23年2月22日(火)から平成23年3月4日(金) 午後4時まで
[発注内容に関するもの]
平成23年2月22日(火)から平成23年3月11日(金) 午後4時まで
- ② 提出先：5に同じ。
- ③ 提出方法：書面は持参又はFAXにより提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 期 間：[競争参加資格等に関するもの]
平成23年3月8日(火)から平成23年3月15日(火)まで(上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで)
[発注内容に関するもの]
平成23年3月15日(火)から平成23年3月22日(火)まで(上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで)
- ② 場 所：5及び次の場所。
北海道室蘭市仲町14番地7
日本環境安全事業株式会社 北海道事業所 総務課
電話0143-22-3111

8 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日 時：平成23年3月25日(金) 午後2時

(2) 場 所：北海道室蘭市御崎町1-9-8

日本環境安全事業株式会社 北海道事業所 PCB処理情報センター

9 入札方法等

- (1) 入札書は、持参すること。
- (2) 入札書は別添入札（見積）者に対する指示書により作成すること。
- (3) 入札金額については、1リットル当たり（輸送費込・税抜）の単価（小数点第一位まで）を記載すること。なお、契約期間中はA重油市況価格に基づいて毎月売買単価を改定する。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。予定価格を下回る入札者がいない場合は、最低価格入札者から順次見積合せを行う。

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

免除

12 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

13 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、別添「入札（見積）者に対する指示書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨確認されたものであっても、開札の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他、4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

14 契約者の決定方法

日本環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最も低価の入札を行った者と概数量約3100KL（変動あり。以下「概数量」。）のうち約3分の2について契約し、次順位の者と概数量のうち約3分の1について契約する予定。ただし、契約者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者と契約することがある。

15 契約書作成の要否等

別添「売買契約書(案)」により、契約書を作成するものとする。

16 支払条件

売買契約書(案)による。

17 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別添「入札(見積)者に対する指示書」を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 別添様式等
 - ① 入札(見積)者に対する指示書
 - ② 売買契約書(案)
 - ③ 仕様書
 - ④ 競争参加資格確認申請書
 - ⑤ 質問回答書

別紙 「発注手続日程（予定）」

入札公告	2月22日(火)
発注説明書の交付	2月22日(火)～
競争参加資格に関する 質問回答書の提出期間	2月22日(火) ～3月4日(金)
同質問回答書に対する回答閲覧期間	3月8日(火) ～3月15日(火)
発注内容に関する 質問回答書の提出期間	2月22日(火) ～3月11日(金)
同質問回答書に対する回答閲覧期間	3月15日(火) ～3月22日(火)
競争参加資格確認申請書提出期限	3月18日(金)
入 札	3月25日(金) 14時
契 約	3月30日(水) 予定

※期間については、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
午前10～12時及び午後1～4時

入札（見積）者に対する指示書

日本環境安全事業株式会社

この指示書は、日本環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する調達等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一 入札執行上の注意事項

第1 入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも10分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。
- 3 入札書は別添の書式によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は、競争参加資格確認申請書により、会社に届け出た代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
 - ① 代理人により入札する場合は、委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。
 - ② 代理人が復代理人を選任する場合は、復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。
- 6 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札（予定）者の決定前に、他の入札参加者に対して、入札価格を意図的に開示してはならない。

第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 郵便又は電報により入札を行った場合（郵便による入札が認められた場合を除く。）

- 5 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
- 6 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 7 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行った場合
- 8 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 9 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 10 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5 開札及び落札(予定)者の決定

- 1 開札は、入札終了後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- 2 落札(予定)者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最も低価の入札を行った者と概数量のうち約3分の2について契約し、次順位の者と概数量のうち約3分の1について契約する予定。ただし、契約者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者と契約することがある。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札(予定)者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者がある時は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

二 契約上の注意事項

第1 契約書等

- 1 落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7日以内に提出しなければならない。ただし、会社の書面による承諾をえて、この期間を延長することができる。
- 2 契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

第2 契約代金の支払

契約書による。

三 その他の事項

入札者等は、入札等の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることにはできない。

(様式第1号)

(一般用)
委 任 状

私は、(会社名、所属部課名、氏名)を代理人と定め、次の権限を委任します。

件 名 北海道事業A重油調達(平成23年度) (4~9月分)

委任事項 見積りに関すること。

代 理 人 _____ 印

平成 年 月 日

日本環境安全事業株式会社
契約職取締役 星 野 良 祐 殿

住 所 _____

会 社 名 _____ 印

代 表 者 _____ 印

(様式第2号-1)

(復代理人用その1)
委 任 状

私は、(支社名等、所属部課名、氏名)を代理人と定め、次の権限を委任します。

件 名 北海道事業A重油調達(平成23年度) (4~9月分)

- 委任事項
- 一 見積りに関すること。
 - 二 復代理人を選任すること。
 - 三 売買契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
 - 四 諸願届等に関すること。

代 理 人 _____ 印

平成 年 月 日

日本環境安全事業株式会社
契約職取締役 星 野 良 祐 殿

住 所 _____

会 社 名 _____ 印

代 表 者 _____ 印

(様式第2号-2)

(復代理人用その2)
委 任 状

私は、(支社名等、所属部課名、氏名)を復代理人と定め、次の権限を委任します。

件 名 北海道事業A重油調達(平成23年度) (4~9月分)

委任事項 見積りに関すること。

復代理人 _____ 印

平成 年 月 日

日本環境安全事業株式会社
契約職取締役 星 野 良 祐 殿

住 所 _____

支社名等 _____ 印

代 理 人 _____ 印

(様式第3号)

入札（見積）書

金 _____ 円/L(輸送費込・税抜)

※小数点第一位まで記載可。

※平成23年4月納入分に適用する。

件名 北海道事業A重油調達(平成23年度) (4~9月分)

平成 年 月 日

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者氏名 _____

代理人又は復代理人氏名 _____ 印

日本環境安全事業株式会社
契約職取締役 星 野 良 祐 殿

(注) 見積書は、封かんし、件名を表記すること。

売 買 契 約 書 (案)

日本環境安全事業株式会社（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
は、A重油（以下「本件商品」という。）の売買に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（売買）

甲は、本件商品を乙から購入し、乙はこれを供給するものとする。

第2条（取引条件）

売買の条件は、以下のとおりとする。

- ① 売 買 単 価 金 ． 円/L（消費税等は含まない。平成23年4月納入分適用。）
- ② 売買単価改定 ア 売買単価は、平成23年5月以降次の計算によって毎月改定する。
①の売買単価(円/L) + 売買月のA重油市況価格(円/L) - 平成23年4月分A重油市況価格(円/L)
(小数点第1位まで有効とする。小数点第2位以下の端数が生じた場合は四捨五入する。)
イ A重油市況価格は次のものとする。
RIM 陸上ローリーラック価格月間平均 北海道(油槽所) LSA
- ③ 期 間 平成23年4月1日から平成23年9月30日まで。
- ④ その他の条件 別紙仕様書による。

第3条（購入方法）

甲は、乙より本件商品を購入する場合は、書面等により納入数量及び納入日時について乙に事前に通知するものとする。

第4条（引渡し）

乙は、前条による甲の通知に従い甲の指定するタンクに引き渡すものとする。但し、乙は通知内容の変更等について甲に協議できるものとする。

2 乙は、引き渡しの際に計量伝票及び計量伝票に基づく納品書を甲に提出するものとする。

第5条（請求方法）

乙は、甲が購入した本件商品を月末締めで集計し、第2条①及び②により決定した売買単価（計算内容明記のこと）を使用して代金(消費税等を含む)を請求するものとする。

第6条（支払方法）

甲は、前条の請求があったときは、請求のあった月の翌月の末日までに請求金額を乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。なお、このときの振込手数料は甲の負担によるものとする。

第7条（遅延利息）

甲は、前条第1項に定める期間内に請求金額の支払を終えない場合は、乙に対し、遅延日数に応じ年3.3%の割合を乗じた額の遅延利息を支払うものとする。

第8条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に対して漏洩してはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。本契約終了後も同様とする。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本件商品の引渡しにあたっては、関係諸法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、相互に安全の確保及び災害の発生防止に努めなければならない。

第10条（損害補償）

甲及び乙は、本契約に関して自らの責に帰すべき事由により、相手方または第三者に損害を与えた場合、協議のうえ、その補償の責を負うものとする。

第11条（契約の解除）

甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の各条項のいずれかに違反したとき。
- (2) 破産、民事再生、会社整理又は会社更生法の申立をしたとき、もしくは第三者から申立を受けたとき。
- (3) 差押え、営業廃止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。
- (4) 監督官庁から許可の取り消し、営業の停止等の処分を受けたとき。
- (5) 契約期間内でも契約当事者のいずれかが3ヶ月前に契約解除を予告したとき。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第13条（契約期間）

本契約は、有効期間を平成23年4月1日から平成23年9月30日までとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 東京都港区芝一丁目7番17号
氏 名 日本環境安全事業株式会社
契約職取締役 星野良祐 印

乙 住 所
氏 名

印

仕 様 書

1. 件 名 北海道事業 A重油調達(平成23年度上期)
2. 納入場所 北海道室蘭市仲町14番地7
日本環境安全事業株式会社 北海道事業所
3. 調達内容

①品名	A重油 (JIS規格 1種 1号)
②調達期間	平成23年4月1日から平成23年9月30日まで
③概数量	約3100KL 内訳 4月650KL、5月650KL、6月400KL、 7月600KL、8月600KL、9月200KL ※上記数量はいずれも変動あり。 ※入札結果によって、年間概数量のうち約3分の2を調達 する者及び約3分の1を調達する者に分かれる予定。
④納入頻度	日2回程度(日曜日を除く毎日) ※納入時間の指定あり。(9:00及び13:30) ※調達の割合に準じ、納入頻度は調整の予定。
⑤1回当たり 納入量	約18KL(約15.5トン)程度 ※やむを得ない場合14KLや16KLも可とする。
4. 受入条件

①受入タンク	43KL× 2基 (地上設置)
②受入ノズル	カップラ寸法65A、外ネジ、5山/inch
5. その他

①本件調達の履行にあたっては消防法その他関係諸法令を遵守すること。	
②A重油の性状としては下記条件を遵守のこと。(JIS K 2205 1種1号相当品)	
・引火点	60℃以上
・動粘度 (50℃)	20cSt 以下
・硫黄分 質量%	0.5以下
※寒冷地での使用に伴い低温規格があれば提出のこと。	
③毎月A重油の試験成績表を提出すること。	

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

日本環境安全事業株式会社
契約職取締役 星 野 良 祐 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成23年2月22日付けで公告のありました北海道事業A重油調達に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告 2 競争参加資格の条件を満たすこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 会社概要(パンフレット等)
2. 直近2年度分の財務諸表(複写可)
3. 発注説明書に記載のA重油を供給することが可能であることを証する書類
(供給証明、代理店証明、同等品の売上実績等)

※上記のうち1及び2については、昨年と同調達(22.6. 3付け公告)の入札参加に際し、提出している場合は今回は提出不要。

質問回答書

業務名等	北海道事業A重油調達	
会社名 及び 代表者名	印	
担当者	所属 氏名	
質問番号	質 問	回 答